

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年6月9日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	いの町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.ino.kochi.jp/chosei/chouseijoho/10209/

執行機関 いの町

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	いの町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年いの町条例第135号)によるひとり親家庭の女子又は男子と児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いの町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年いの町条例第31号)別表第1 第3の項 いの町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年いの町条例第135号)によるひとり親家庭の女子又は男子と児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条及び第二条	いの町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年いの町条例第135号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、(父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭)の(生活の安定)と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。 第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。 2 児童扶養手当の支給を受けた父又は母は、自ら進んでその自立を図り、(家庭の生活の安定)と向上に努めなければならない。 3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父母等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭)に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の(生活の安定と福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いの町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年いの町条例第135号) いの町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成16年いの町規則第89号)